

1

## 2. 令和6年度および令和7年度 運営指導の実施結果の傾向 について



The slide features a light green background with a dark green vertical bar on the left side. A red arrow-shaped graphic on the left contains the number '1'. The main title is centered in bold black text. To the right of the title is an illustration of a woman in a blue suit pointing at a laptop screen that shows a document with text and bullet points. A small speaker icon is located in the top right corner of the slide frame.

次に、第2章、令和6年度と令和7年度運営指導の実施結果について、ご説明します。

2

### 過去3年の検査実績

※青字の5サービスについては、書面審査を含む

サービス種別	R5年度	R6年度	R7年度
居宅介護	26	15	10
重度訪問介護	26	15	10
同行援護	9	6	9
行動援護	1	3	3
重度障害者包括支援	0	0	0
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（短期入所含む）	17	12	37
施設入所支援（短期入所含む）	4	3	4
生活介護	6	4	8
自立訓練（機能・生活・宿泊型）	1	0	1
就労移行支援	5	2	2
就労継続支援A型	0	4	4
就労継続支援B型	3	1	32

こちらの表は、過去3年間の運営指導の実績をまとめたものです。

本市は事業所数が非常に多いため、『3年に一度の実地での検査』を全ての事業所で実現するのは、現状では難しい状況にあります。

そのため、

- ・自己点検シートの活用
- ・書面確認の強化

など、実地以外の方法も組み合わせて検査実績を増やす工夫を進めています。

事業所の皆様にも、自主的な点検のご協力を引き続きお願いいたします。

3

※青字の5サービスについては、書面審査を含む

サービス種別	R5年度	R6年度	R7年度
就労定着支援	1	0	3
療養介護	0	0	0
短期入所	10	5	8
地域移行支援	1	3	0
地域定着支援	1	2	0
計画相談支援	3	9	0
児童発達支援（センター含む）	6	11	20
放課後等デイサービス	9	11	34
医療型児童発達支援	2	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
保育所等訪問支援	0	1	4
障害児相談支援	1	8	0
合計	132	115	189

本年度は、国の方針に基づき、グループホーム、就労継続支援A型・B型、児童発達支援、放課後等デイサービスの5サービスについて、3年に一回以上の運営指導を実施するため、書面審査を取り入れるなど、検査の手法も見直しつつ、検査実績を大幅に伸ばしています。結果として、検査実績の合計は前年度に比べ165%増になりました。

**令和6年度運営指導における指摘内容で多かったもの (1)**

4

1 全障害福祉サービス (全122事業所中)					
会計区分 (事業所・種別ごと区分)	衛生管理	掲示物	身体拘束廃止・適正化	虐待防止	業務継続計画
34%	30%	24%	23%	22%	16%

2 居宅系【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】サービス (全39事業所中)					
会計区分 (事業所・種別ごと区分)	身体拘束廃止・適正化	虐待防止	利用時重要事項説明書 等未交付	掲示物	運営規程不十分
64%	56%	41%	38%	36%	36%

3 GH【共同生活援助】サービス (全12事業所中)					
衛生管理	消防訓練の届出	ハラスメント対策	掲示物	避難訓練未実施	身体拘束廃止・適正化
75%	58%	58%	42%	33%	25%

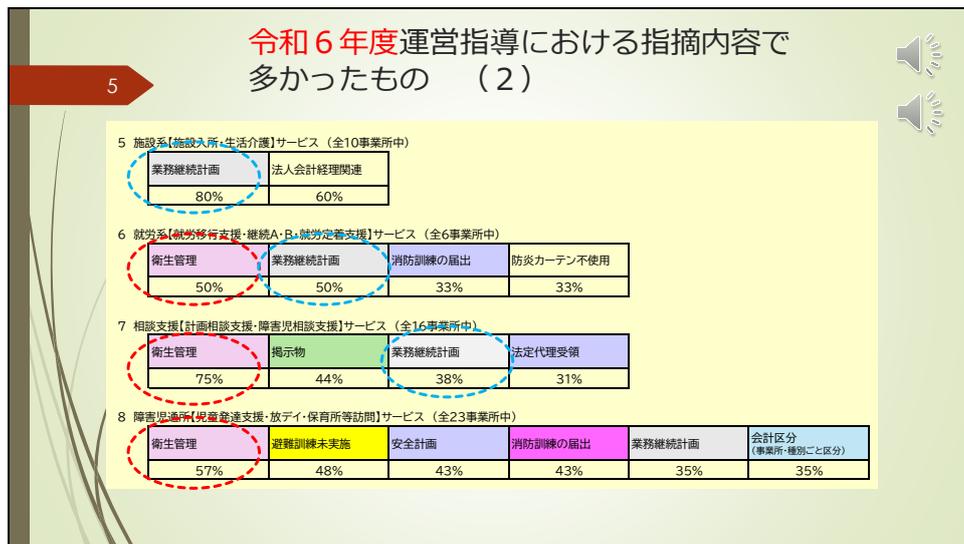
4 【短期入所】サービス (全5事業所中)			
掲示物	避難訓練未実施	受給者証の記載不備	ハラスメント対策
20%	20%	20%	20%

こちらは、昨年度の指摘内容で多かった事例の傾向になります。

居宅系では、会計区分を行っていないことへの指摘が多く、次いで身体拘束や虐待防止に関わる対策の不備が指摘されています。

グループホームでは、感染症対策に関わる研修・訓練の未実施などの衛生管理について、検査した事業所のうち、四分之三の事業所が何かしらの指摘を受けています。

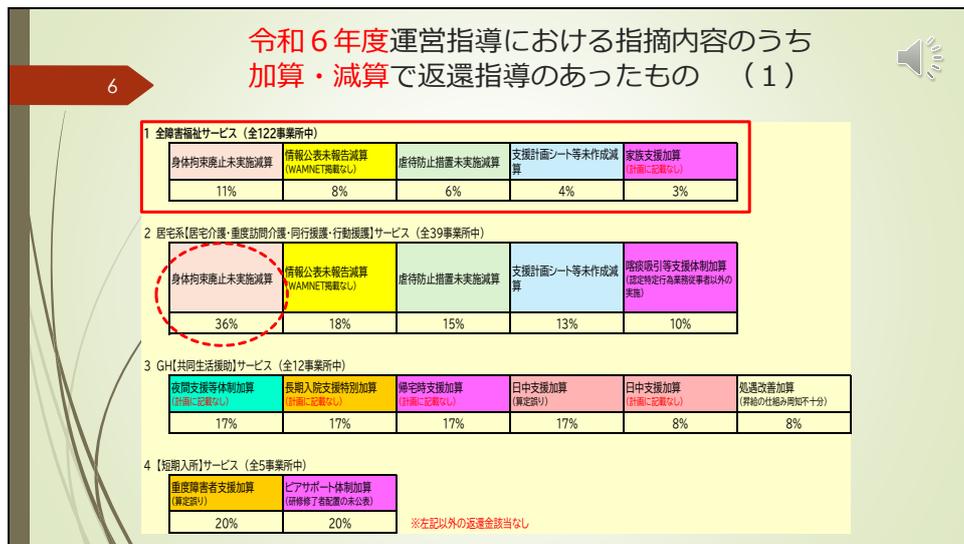
この衛生管理は、令和6年4月から義務化されており、6年度においては、まだ事業所の認識が低かったことが伺えます。



こちらは、施設系、就労系、相談支援、障害児通所の指摘傾向になりますが、ここでも相談支援と障害児通所の事業所において令和6年度から義務化されることになった【衛生管理】に関わる内容で指摘を受けるといった傾向が明らかになりました。

また、業務継続計画に基づく年1回以上の研修と訓練について、実施できていない事業所も散見されました。

この業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取り組み強化も、令和6年度から実施された内容になります。



令和6年度の加算減算に関して返還指導のあったものについては、検査実施件数の多い居宅系事業所において身体拘束廃止未実施減算となった事業所が多かったことから、障害福祉サービス事業所全体としても身体拘束に関わる減算がもっとも多い割合となりました。

また、加算では、

- ・サービス提供時の記録がない
- ・個別支援計画に加算サービスが位置づけられていない

といった理由による返還事例が多く見られました。

実施していても、“計画に書いていない＝算定不可” という点が非常に重要なポイントになります。

7 **令和6年度運営指導における指摘内容のうち  
加算・減算で返還指導のあったもの (2)**

5 施設系【施設入所・生活介護・生活訓練】サービス (全10事業所中)  
※返還金該当なし

6 就労系【就労移行支援・継続A・継続B】サービス (全6事業所中)  
※返還金該当なし

7 相談支援【地域移行支援・計画相談支援】サービス (全16事業所中)

サービス提供時モニタリング加算 (返還現場未確認)	情報公表未報告減算 (WAMNET掲載なし)	医療・保育・教育機関等連携加算 (情報提供した内容記録なし)	集中支援加算 (訪問したことの記録なし)	ピアサポート体制加算 (研修修了者配置の未公表)
25%	13%	13%	13%	6%

8 障害児通所【児童発達支援・放デイ・保育所等訪問】サービス (全23事業所中)

家族支援加算 (計画に記載なし)	欠席時対応加算 (欠席理由等未記載)	子育てサポート加算 (計画に記載なし)	延長支援加算 (計画に記載なし)	処遇改善加算 (昇給の仕組み周知不十分)
17%	17%	13%	13%	13%

令和6年度は、例年と比較して相談支援事業所の検査実施数を多くしましたが、その中でモニタリング加算の要件となる「利用者へのサービス提供現場を確認し、現状を把握する」という行為がない事業所が多いということが分かりました。

障害児通所事業においても、各種加算において個別支援計画に位置付けていないところが散見されました。

**令和7年度 運営指導における指摘内容  
で多かったもの (1)**

1 全障害福祉サービス (全189事業所中)						
衛生管理(研修・訓練不十分等)	業務継続計画(研修・訓練未実施等)	相談支援事業所へ個別支援計画未送付	消防訓練の届出	会計区分(事業所・種別ごと区分)	身体拘束廃止・適正化	
44%	33%	26%	24%	23%	15%	

2 居宅系【居宅介護・重度訪問介護・同行援護、行動援護】サービス (全32事業所中)						
会計区分(事業所・種別ごと区分)	相談支援事業所へ個別支援計画未送付	個別支援計画内容不十分	運営規程不十分	業務継続計画(研修・訓練未実施等)	法定代理受領の利用者未通知	
59%	50%	44%	38%	25%	19%	

3 GH【共同生活援助】サービス (全37事業所中)						
衛生管理(研修・訓練不十分等)	業務継続計画(研修・訓練未実施等)	地域連携推進会議の開催等	相談支援事業所へ個別支援計画未送付	消防訓練の届出	ハラメント対策不備	
68%	46%	35%	35%	30%	22%	

4 【短期入所】サービス (全8事業所中)						
衛生管理(研修・訓練不十分等)	受給者証の記載不備	業務継続計画(研修・訓練未実施等)	掲示物	運営規程不十分		
38%	38%	13%	13%	13%		

まず、全189事業所の横断分析です。

特徴的なのが、次の2点の指摘が圧倒的に多かったということです。

- ・衛生管理の項目では、研修・訓練が不十分であったことなど、44%、83事業所で、委員会・研修・訓練・指針のいずれかが未実施もしくは不足という状況でした。
- ・業務継続計画の項目では、感染症対策や災害対策におけるBCPの研修・訓練が未実施であったなどの事業所が全体の33%、62事業所で問題がありました。

続いてサービス種別ごとの傾向を見ていきます。

居宅系では、

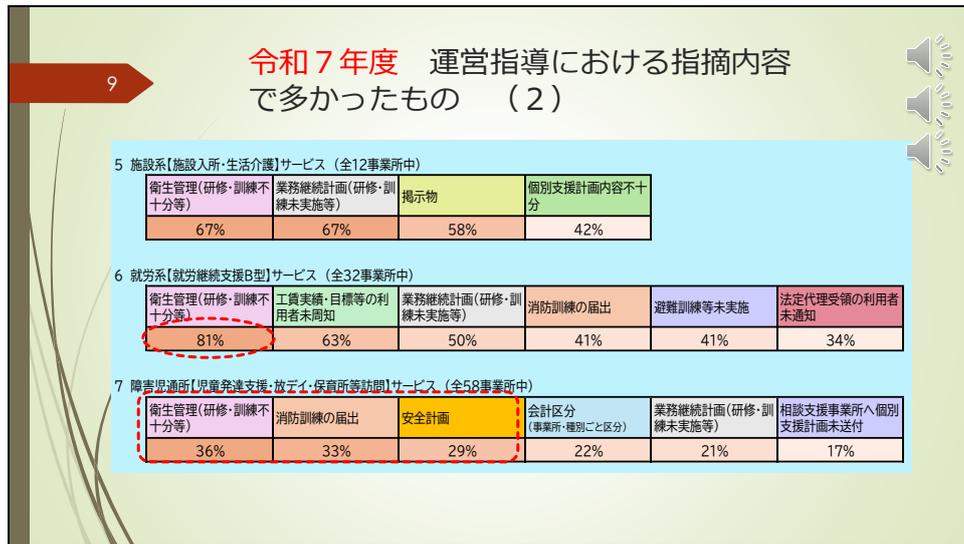
- ・事業種別で会計を区分していない事業所が59%、19事業所で、半数以上が指摘を受けるという結果でした。
- ・また、令和6年度から義務化されている相談支援事業所への個別支援計画を送付していなかった事業所が50%、16事業所でした。

グループホームでは、

- ・衛生管理研修・訓練が不十分であるなどの事業所が68%、25事業所で、BCP関連の項目で46%、17事業所で指摘を受けています。

短期入所では、

- ・衛生管理と受給者証記載不備があった事業所が38%、各3事業所で指摘を受け、他の事業種別と比較して特徴的なところとしては、受給者証への短期入所利用の記載もれなどが指摘される傾向がありました。



施設系では、12事業所とサンプル数としては少ないのですが、

- 衛生管理とBCPが各67%、8施設、掲示物の関連が58%、7施設、個別支援計画の内容が不十分であったものが42%、5施設で見られました。

就労継続支援B型事業所では

- 衛生管理がなんと81%、26事業所で指摘を受けています。このパーセンテージは全種別で最悪となっています。

また、当年度工賃目標と前年度平均工賃実績を利用者に周知していない事業所は63%、20事業所でした。BCPも50%、16事業所とサンプル数が多い中でも指摘が多い結果となりました。

障害児通所では、衛生管理が36%、21事業所、消防訓練の事前未届出が33%、19事業所。安全計画の未整備などが29%、17事業所で指摘されています。

**令和7年度運営指導における指摘内容のうち  
加算・減算で返還指導のあったもの（1）**

10

1 全障害福祉サービス（全189事業所中）					
身体拘束廃止未実施減算 7%	虐待防止措置未実施減算 5%	業務継続計画未策定減算 4%	食事提供体制加算 (個別支援計画に位置付けなし) 4%	家族支援加算 (記録不十分など) 4%	

2 居宅系【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】サービス（全32事業所中）				
特定事業所加算 (要件不備) 9%	移動介護加算 (個別支援計画への位置付けなし) 6%	訪問支援特別加算 (個別支援計画への位置付けなし) 6%	送迎加算 (記録不十分など) 3%	初回加算 (記録不十分など) 3%

3 GH【共同生活援助】サービス（全37事業所中）					
夜間支援等体制加算 (個別支援計画に位置付けなし) 14%	処遇改善加算 (処遇改善内容の周知不十分など) 8%	看護職員配置加算 (記録不十分など) 3%	帰宅時支援加算 (個別支援計画に位置付けなし) 3%	人員配置体制加算 (算定誤り) 3%	日中支援加算 (個別支援計画に位置付けなし) 3%

加算、減算で返還指導のあったものとしては、昨年に引き続き身体拘束廃止未実施減算が最も多く、全体の7%、13事業所。

虐待防止措置未実施減算も割合は減ってきたものの、依然として指摘される事業所が存在しています。

また、本年度（令和7年度）から減算措置が適用になっている業務継続計画未策定減算において、指摘を受けている事業所が4%、8事業所となっています。

サービス種別に見ていくと、

居宅系では、特定事業所加算の要件不備での返還が9%、3事業所においてありました。

また、移動介護・訪問支援の加算において個別支援計画への位置づけが無かったところが各6%、2事業所。送迎・初回の加算における記録が不十分であったものが各3%、1事業所という結果でした。

グループホームは夜間支援等体制加算の個別支援計画への位置づけが無かったところが14%、5事業所。処遇改善加算において関連する内容の従業員への周知不十分であったところが8%、3事業所でした。

**令和7年度 運営指導における指摘内容のうち  
加算・減算で返還指導のあったもの（2）**

11

4 短期入所サービス（全8事業所中）					
身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	食事提供体制加算 (記録不十分など)		
13%	13%	13%	13%		

5 施設系【施設入所・生活介護】サービス（全12事業所中）					
食事提供体制加算 (記録不十分など)	食事提供体制加算 (個別支援計画に位置付けなし)	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	入浴支援加算 (個別支援計画に位置付けなし)
25%	25%	17%	17%	17%	17%

6 就労系【就労継続型】サービス（全32事業所中）					
処遇改善加算 (昇給の仕組み等不十分)	食事提供体制加算 (個別支援計画に位置付けなし)	欠席時対応加算 (欠席理由等未記録など)	身体拘束廃止未実施減算	食事提供体制加算 (記録不十分など)	訪問支援特別加算 (個別支援計画への位置付けなし)
22%	13%	13%	9%	6%	3%

7 障害児通所【児童発達支援・放デイ・保育所等訪問】サービス（全58事業所中）					
家族支援加算 (記録不十分など)	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	子育てサポート加算 (記録不十分など)	家族支援加算 (個別支援計画に位置付けなし)	送迎加算 (記録不十分など)
12%	7%	7%	7%	5%	5%

短期入所と施設系、就労系を概観すると、食事提供体制加算において利用者の体重・BMIの記録が不十分であったり、個別支援計画への位置づけが無かった事業所が多いという傾向になっています。

また、就労系においては、特に処遇改善加算において昇給の仕組みなどが従業員に周知されていないといった状況がありました。

障害児通所支援では、そこまで割合は高くないものの、各種加算での記録が不十分であったり、個別支援計画への記載がないといった指摘を受けた事業所が散見されました。

加算においては、「個別支援計画へ位置づけ」その後「サービスを提供し」、「サービスの都度記録で実施したことの証拠とする」という流れを怠ると返還になってしまうことがありますので、注意が必要です。

運営指導の結果とその傾向については以上になります。